

議案第 86 号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に、指定都市の長が行う研修を修了した者を加えるため、この条例を制定するものである。